

## 第19 連結散水設備

### 1 散水方式

湿式配管方式とし散水ヘッドは閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いること。

### 2 散水ヘッド

- (1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」(昭和40年自治省令第2号)に定める標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)で、感度種別は2種のものを用いること。
- (2) 規則第30条の2第2号から第5号までに定めるもの(散水ヘッドを設けなくてもよい部分)のうち、その他これらに類する部分とは次表に掲げる部分とする。

	規則第30条の2	その他これらに類する部分
2号	浴室、便所	洗面室、シャワー室
3号	エレベーター機械室 機械換気設備の機械室	ポンプ室、冷凍機室
	通信機器室、電子計算機器室	電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央管理室
4号	発電機、変圧器	蓄電池、充電装置、配電盤、開閉器
5号	エレベーターの昇降路 リネンシュート、パイプダクト	吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート、ダム ウォーターの昇降路

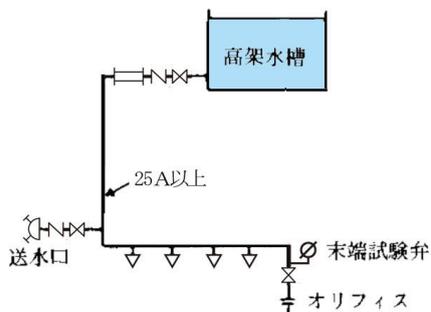
- (3) 散水ヘッドの取り付け方法は、規則第30条の3第1号及び第2スプリンクラー設備5(1)(エを除く。)に定めるほか、次によること。
  - ア 傾斜天井に設ける場合は、天井面に対しデフレクターが平行となるように取り付けること。
  - イ 室の形態、照明器具等を考慮し、散水に支障のない箇所に取り付けること。

### 3 配管

- 配管、管継手及びバルブ類の材質は、規則第30条の3第3号イからハマまで及びホからトまでによること。また、第1屋内消火栓設備4(1)、(3)から(8)、(10)から(12)まで及び(19)に準ずるほか、次によること。
- (1) 送水区域は、室の形態、区画、用途等を勘案し散水ヘッド数が均一となるように設定すること。
  - (2) 管口径は、散水ヘッドの取り付け個数に応じ、次表に掲げる管の呼び以上のものとする。

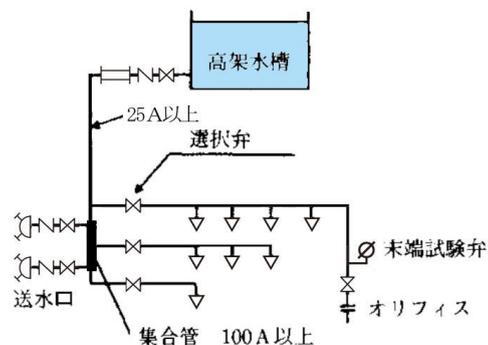
散水ヘッドの取付個数	1	2	3	5以下	10以下	20以下
管口径 (A)	25	25	32	40	50	65

- (3) 送水区域は、次により設けること。
  - ア 送水区域の末端には、第2スプリンクラー設備9(1)から(3)までに準じて末端試験弁を設けること。
  - イ 送水区域が2以上のものは、送水口の付近で操作しやすい場所に選択弁(常時開)を設けること。
  - ウ 集合管の配管口径は、100A以上とすること。
  - エ 配管系統及び送水口は、第19-1図及び第19-2図の例によること。



<送水区域が1のもの>

第19-1図



<送水区域が2以上のもの>

第19-2図

オ 送水口は、送水区域ごとに設けること。ただし、送水区域が2以上となる場合は、送水口の数を見大2とすることができる。

#### 4 送水口

送水口は、第2スプリンクラー設備4(4)及び(5)によるほか、次によること。

- (1) 送水口の設置場所は、防火対象物の地階に至る主たる出入口付近で、道路から容易に識別することができる。消防ポンプ自動車から有効に送水可能な場所とすること。
- (2) 送水口には、その直近の見やすい箇所に赤地に白文字又は白地に赤文字で「送水口（連結散水用）」と表示すること。
- (3) 送水口付近には、各送水区域、選択弁、送水系統、送水圧力（送水口に送水圧力を表示した場合を除く。）を明示した大きさ20cm×20cm以上の標識板を設けること。

#### 5 連結散水設備の設置を要しない防火対象物の部分

令第28条の2第3項による他、同条第4項の規定により連結散水設備を設置しないことができる防火対象物の部分は、連結送水管が令第29条第2項及び規則第31条の規定並びに第20連結送水管の例により設置され、かつ、次に該当する部分とする。

- (1) 排煙設備を令第28条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の例により設置した部分。
- (2) 規則第29条の規定に適合する部分。